

ちんぎん
賃金

ちんぎん しはら ほうほう
○ 賃金を支払う方法

ろうどうしゃ はたら う と かね ちんぎん
労働者が働いて受け取るお金が賃金です。

はたら ひと ちんぎん かくじつ ろうどうきじゆんほう ほうりつ
働く人が賃金を確実にもらうことができるように、労働基準法という法律が

つぎ か げんそく き
次に書いている原則を決めています。

ちんぎん つうか はら はたら ひと ちやくせつ はら
賃金は ①通貨で払う、②働いている人に直接払う、

ちんぎん ぜんぶ がく ぜんがく
賃金の ③全部の額（全額＝ぜんがく）を、

まいつき かいじょう き ひ はら
④毎月 1回以上、⑤決めた日に払う、

ことになっています。

さいていちんぎん
○ 最低賃金

さいていちんぎんほう ほうりつ いちばん すく ちんぎん きんがく き
最低賃金法という法律が一番少ない賃金の金額を決めています。

ろうどうしゃ ひと しょうしゃ さいていちんぎんいじょう ちんぎん ろうどうしゃ
労働者をやとう人（使用者と いいます）は、最低賃金以上の賃金を、労働者に

はら ひつよう ちんぎん さいていちんぎん すく ばあい た ぶん はら
払う必要があります。もし、賃金が、最低賃金より少ない場合は、足りない分を払う

ひつよう
必要があります。

さいていちんぎん すく ちんぎん はら ほうりつ ばつ う
最低賃金より少ない賃金しか払わなかったら、法律で罰を受けることもあります。

さいていちんぎん す ちいき ちが きんがく まいとし あたら き
最低賃金は、住んでいる地域によって違います。金額は毎年新しく決められています。

さいていちんぎん ぱーとたいまー あるばいと ばあい おな
最低賃金は、パートタイマーやアルバイトの場合も同じです。

○ 使用者が 賃金を 払わない とき

すぐに 労働基準監督署や、労働についての 相談を受け付ける ところに 相談してください。

おも urenらくさき
(主な 連絡先)

にしのみやろうどうきじゆんかんたくしよ
・ 西宮労働基準監督署 0798-26-3733

ひょうごろうどうきよくかんたくか がいこくじんろうどうしゃそうだんこーなー
・ 兵庫労働局監督課、外国人労働者相談コーナー 078-371-5310

ちゅうごくご そうだん
中国語で 相談できます。

まどぐち そうだん じぜん urenらく ひつよう
窓口で 相談するには 事前の 連絡が 必要です。

ざいだんほうじんひょうごけんこくさいこうりゅうきょうかい
・ 財団法人兵庫県国際交流協会

がいこくじんけんみんいんふおーめーしょんせんたー
外国人県民インフォメーションセンター 078-382-2052

えいご ちゅうごくご すべいんご ぼるとがるご そうだん
英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語で 相談できます。

よやく ひつよう
予約が 必要です

※ くわ 詳しいことは、労働基準監督署や 相談を受け付けるところに 日本語がわかる人と

いっしょ き
一緒に聞いてください。